

監査委員公表

監査委員公表第7号

平成30年10月4日付H30 - 21000 - 00489の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年12月21日

| | |
|---------|--------|
| 長崎県監査委員 | 濱本 磨毅穂 |
| 同 | 砺山 和仁 |
| 同 | 渡辺 敏勝 |
| 同 | 中島 浩介 |

H30-01090-04875

平成30年11月30日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 渡辺 敏勝 様
長崎県監査委員 中島 浩介 様

長崎県知事 中村 法道 印

平成30年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置について（通知）

H30-21000-00489の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|-----|---------------------|--|--|
| 1 | 総務部 広報課 | 受託業務費の調定において、納入通知書を発行しなかったため収入未済となっている。 | 本年6月に過年度収入として全額収納済みです。今後は、事務処理ミスを防ぐためのOJTを充実し、組織内でのチェック体制を強化することにより、再発防止に努めてまいります。 |
| 2 | 総務部 管財課 | 長崎県新県庁舎移転業務及び長崎県庁舎建設に係るプロジェクトマネジメント業務において、変更契約に係る予定価格の積算根拠が不明確である。 | 今後は、委託する業務内容や業務量及び積算数値について十分な精査を行い、適切な予定価格の積算に努めてまいります。 |
| 3 | 総務部 管財課 | 長崎県新県庁舎移転業務及び長崎県庁舎建設に係るプロジェクトマネジメント業務において、変更契約日が変更契約で追加した業務の作業完了後となっている。 | 今後は、業務実施前に契約を締結するよう、適切な事務処理に努めてまいります。 |
| 4 | 総務部 管財課 | 公共用地の未利用地の利用見込みのないものについては、売却手法の多様化等の検討を行い、引き続き積極的な処分に努めること。 | 利用見込みのない未利用地については、県のホームページ等において売却予定物件として情報を広く提供し、一般競争入札による売却のほかインターネットを利用した入札や落札されなかった物件について不動産業者へ売却仲介を依頼するなど様々な方法を活用し、今後とも積極的な処分に努めてまいります。 |
| 5 | 総務部 県北振興局 税務部 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等) | <p>県北振興局においては、収入未済について毎年策定している徴収事務方針に基づき、文書や夜間・休日を含めた電話及び臨戸による催告を行っております。</p> <p>また、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、預金・給与等を中心とした債権、自動車の差し押さえ又は自宅等の搜索など滞納者の実態に即した徴収対策を実施し滞納整理を進めております。</p> <p>特に、収入未済額の約81%を占める個人県民税の未収対策については、平成32年度まで設置が延長された「長崎県地方税回収機構」を通じ、市町と連携・協働しながら効果的な滞納整理を行うことで、収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、適正・公平な賦課徴収を行い、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、県税収入の確保に努めてまいります。</p> |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|-----|------------------------------|--|---|
| 6 | 企画振興部 地域づくり推進課 | 長崎県しまの地域商社支援業務委託において、仕様書に定められた業務遂行内容を記録した報告書の提出がされておらず、業務遂行内容の十分な把握が行われていない。 | 業務遂行内容の定期的報告に一部不備があったり、報告書の一部で記載内容が十分でなかったものがありますが、平成30年度においては、既に、報告内容等の見直しと併せ、業務遂行内容の適正な把握を行っているところであり、しまの地域商社とも情報共有等を図り、効果的な支援に努めてまいります。 |
| 7 | 企画振興部 島原振興局 管理部 総務課 | 行政資料複写代に係る現金の受払いにおいて、現金出納簿に登記されていないものがある。 | 現金の受払いがあった場合には速やかに現金出納簿への登記を行うことを徹底するとともに、調定決議書の決裁の際に、登記した現金出納簿の写しを添付し、複数職員で確認を行うことでチェック体制を強化しました。 |
| 8 | 企画振興部 島原振興局 管理部 総務課 | 公用車について、法定点検整備が実施されていない。 | 年間の点検計画一覧表作成時の決裁の際に、根拠資料として車検証、点検記録表等の写しを添付し、複数チェックを徹底することと、一覧表に定期点検パターンを記載することで、次回点検時期の漏れ・誤りを防止することとしました。 また、一覧表を正規職員と公用車担当職員で共有管理し、点検漏れの防止に努めております。 なお、当該公用車1台は監査終了後、速やかに12ヶ月点検を実施しております。 |
| 9 | 文化観光国際部 文化振興課 | アルカスSASEBO水冷式熱交換器オーバーホール業務において、検査員が検査を行っていない。 | 今後は検査実施日においては、監督職員等立会いのもと、検査職員自らが現地で検査を実施するよう徹底します。 |
| 10 | 文化観光国際部 観光振興課 | ビッグデータ活用観光客動向分析等実証事業業務委託において、委託契約の進捗管理が十分でないことなどにより履行期限内に業務が完了していない。 | 業務の進捗を組織で共有するため、担当者から上司への報告・連絡・相談と上司による担当者業務のフォローアップの重要性を所属内で再確認いたしました。 また、担当者が業務上のメールを発信・返信する際には、班長及び総括課長補佐に（内容によっては所属長も）Cc送信するなどして、業務の進捗状況を即時に共有するルールに改めました。 |
| 11 | 文化観光国際部 文化振興課 | 物品の管理において、指定管理者に貸与した物品の貸付品管理簿を作成していない。 | 協定書で貸与している物品については、貸付品管理簿に搭載しました。 |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|-----|-------------------|--|---|
| 12 | 県民生活部 生活衛生課 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(公益目的取得財産残額) | 公益認定取消に伴う公益目的取得財産残額に関する未収金については、債務者に対し、納付が確実に履行されるよう面談や電話等による催告を実施し、回収に努めているところです。 債務者は他の負債もあり、支払い能力が乏しく早期回収は厳しい状況にあります。今後も引き続き納付が確実にされるよう催告を徹底し、未収金の解消に取り組んでまいります。 |
| 13 | 環境部 廃棄物対策課 | 海ごみ交流事業業務委託において、入札当日に現金で徴収した落札者の入札保証金を契約前に返金している。 | 入札保証金の納付目的等について、長崎県財務規則や入札関係の各マニュアルの徹底を図り、再発防止に努めます。 |
| 14 | 環境部 自然環境課 | 行政財産の目的外使用許可において、遑って使用許可を行っている。また、延滞金を徴収していない。 | 使用許可事務チェックシートに、受付日、許可日等の日付を記入する欄を追加し、チェック体制を強化します。また、引き続き、使用許可期間の満了について相手方に事前に通知し、更新を希望する場合は遅滞なく更新申請を行うよう促すとともに、標準事務処理期間にかんがみ申請が遅れている場合には催促します。 使用料の納入については、納入管理簿を作成して未納者や催促状況を見える化し、班内で共有し、再発防止に努めます。 |
| 15 | 環境部 環境保健研究センター | 公用車について、法定点検整備が実施されていない。 | 車検及び法定点検時期を明記した点検一覧表を作成し、運転日誌保管場所へ貼付、またスケジューラーへの明記により、法定点検整備の時期を全職員へ周知徹底してまいります。また、総務課内で情報を共有し、今後は確実に実施してまいります。 |
| 16 | 環境部 環境保健研究センター | 公用車の自動車車検証の有効期間が満了して更新していない状態及び自動車損害賠償責任保険の契約を締結していない状態で、公用車を使用に供していた。 | 車検及び法定点検時期を明記した点検一覧表を作成し、運転日誌保管場所へ貼付、公用車ごとの日誌保管引き出しに車検有効期限を貼付、スケジューラーへの明記、また、運転日誌に車検証の写を添付、更にひと目でわかるよう車検有効期限を貼付し、公用車使用時に必ず確認するよう全職員へ周知徹底してまいります。 さらに総務課内において常に情報を共有し、再発防止に努めます。 |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|-------------|---------|---|--|
| 17 福祉保健部 | 医療人材対策室 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(看護職員修学資金貸与金返還金) | 平成24年度から申請書類に連帯保証人の収入等を証明する書類を追加して、保証能力を確認し、平成29年度から財産調査の同意書の提出を求めるなど未収金の発生防止に取り組んでまいりました。 今後も、福祉保健部の債権管理方針に従い、滞納者及びその連帯保証人に対し、滞納の実態に応じて電話や文書による督促、自宅訪問等による納付交渉を適宜行い、未収金の回収に努めてまいります。また、最終学年の学生に対し本制度の目的の説明等を行うことにより、新たな未収金が発生しないように努めてまいります。 |
| 18 福祉保健部 | 医療政策課 | 長崎県がん登録・評価事業業務委託において、追加業務実施後に変更契約が行われている。また、変更契約書に業務内容が添付されていない。 | 年度当初に締結した委任契約の業務内容に含まれていない国が新たに導入したシステムの研修会を急遽開催する必要が生じたことに伴い契約変更前に実施したものであり、また、研修会開催後に締結した変更契約書において、追加した業務内容を明示していなかったものであります。 ご指摘を踏まえ、今後、業務の追加等が生じた際は、実施前に追加の業務内容を明示した契約変更を行い、再発防止に努めてまいります。 |
| 19 福祉保健部 | 医療政策課 | ドクターヘリ運航業務委託において、委託契約の仕様書と実際の貸付物品が異なっている。また、通知及び承認のない運航スタッフを運航従事者としている。 | 県から運航会社に貸付を行っている物品及び数量と整合するよう委託契約の変更手続きを行い、また、運航スタッフについては、運航会社から変更通知を速やかに提出させ、既に承認手続きを行っております。 今後とも契約内容に沿った適切な事務処理となるよう努めてまいります。 |
| 20 福祉保健部 | 長寿社会課 | 長崎県外国人介護人材活用のための実態調査業務委託において、委託契約の進捗管理が十分でないことなどにより履行期限内に業務が完了していない。 | 履行期限内に業務委託の成果物の提出を受け完了検査を行った後、成果物に確認及び修正が必要な点が見つかり、受託業者に確認及び修正を依頼したため、結果的に履行期限内に業務が完了していない形となってしまったものです。 業務委託につきましては、業務期間について余裕を持って設定し、進捗管理を十分に行うとともに、完了検査について、より慎重に行い、再発防止に努めてまいります。 |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|-----|------------------|--|---|
| 21 | 福祉保健部 障害福祉課 | 全国障害者スポーツ大会選手団強化練習及び派遣事業委託外1件において、予定額の積算及び仕様書に記載の業務範囲に照らして必要とは認められない支出については返還を含め適切に精算を行う必要がある。 | <p>本業務の仕様書については、対象経費として主要な業務のみを限定的に記載する一方で、「同仕様書に明記なき事項については職員の指示による」と規定しており、この規定を基に協議のうえ精算を行ってまいりました。今年度より業務内容を明確化するため仕様書の見直しを行い、予定額の積算についても、人件費を含めて必要となる経費の見直しを行っており、今後も適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、改めて精算内容の再検討を行い、業務の範囲から必要と認められない支出につきましては、返還を求め適切に精算いたします。</p> |
| 22 | 福祉保健部 長寿社会課 | 介護福祉士修学資金貸付について、償還猶予期間経過後においても償還等の必要手続きを行っていない。 | <p>必要手続きが未了となっている借受人6名のうち、11月末までに4名から業務従事届等の提出があり、償還免除手続き等を完了しています。残り2名についても、書類提出を再度電話にて依頼しているところですが、前職場の在職証明等の必要書類の収集に時間を要しており、書類が届き次第、速やかに必要な手続きを行います。</p> |
| 23 | こども政策局 こども未来課 | 収入未済が新たに発生しているため、実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。 (長崎県私立学校教育振興費補助金) | <p>債務者である学校法人の元職員などの関係者を通じて、連絡が取れない法人理事長の所在確認に努めるとともに、関係者の聴取等を行い、民事訴訟に向けて検討を行っています。</p> |
| 24 | こども政策局 こども未来課 | 保育の仕事合同面談会会場設営等業務委託外1件の落札業者の決定において、誤って有効な入札を無効としている。 | <p>入札当日に、落札業者に誤りがあった旨入札参加者全員に連絡し、2日後、入札参加者を再度招集のうえ全入札参加者より同意を得て、落札業者の変更を行いました。</p> <p>今後、同様の事態が生じないよう関係規定を十分に確認し、誤りのない事務の遂行に努めます。</p> |
| 25 | 産業労働部 企業振興課 | 食料品製造業関連物流実態調査分析業務委託において、検査が不十分である。 | <p>報告書の確認が不十分であったため、日付の誤りに気づけなかったもので、今後は、このようなことがないよう契約事務チェックリストの項目を追加し、複数でチェックするなど課内での確認体制を強化し、再発防止に努めてまいります。</p> |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|-----|-----------------------------|---|--|
| 26 | 産業労働部 産業政策課 | 普通財産(アパート)の貸付終了後、借主が貸与期間中に設置した固定資産の無償譲渡の通知を受けたものの、その後の対応(事務手続き)がとられていない。 | 借主が設置した電気幹線設備、給排水設備などの固定資産について、従物内訳表への記載の必要性を理解しておらず、その後の台帳登録などの手続きが未済であったものであります。 今後は、土地、建物の従物(工作物等)の公有財産台帳の事務処理通知を常備し、その熟知に務め、適正な事務の執行に努めてまいります。 |
| 27 | 水産部 水産経営課 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(沿岸漁業改善資金特別会計) | 今後も引き続き、新規延滞者に対する償還指導の早期化・強化や、過年度延滞者に対する定期的な面談等の実施に努めることで、未収金の回収を図るとともに、適切な債権管理を行ってまいります。 |
| 28 | 水産部 漁港漁場課 | 平成29年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る鳥原・南鳥原地区漁場環境改善効果把握調査業務において、委託契約の進捗管理が十分でないことなどにより履行期限内に業務が完了していない。 | 当該業務については、平成30年3月9日に成果品(報告書及びCD)の納品を受け、検査員が検査を行い、その際に誤字等があったものの、内容に問題がなかったため、検査調書は「手直しなし」として履行を確認したものです。その後、誤字等を修正した報告書及びCDを3月14日に改めて提出してもらったものです。 今後は、誤字等の軽微な修正であっても履行期限内に修正済みの成果品の納品を受けることとするとともに、適正な進捗管理により、修正する期間も考慮して検査日を設定することによって、再発防止に努めてまいります。 |
| 29 | 水産部 漁政課 | 長崎県漁業協同組合連合会に貸与している普通財産(会議室等)から生じた利益(会議室使用料)について、約定がないまま当該協同組合の収入としている。 | 来年度の契約において、会議室使用料は長崎県漁業協同組合連合会の収入とする等の約定をします。 |
| 30 | 水産部 県北振興局 田平土木維持管理事務所 | 漁港緑地等管理業務委託契約において、県と市で締結した覚書では軽微な修繕に要する経費は市の負担となっているにもかかわらず、市が負担すべき経費分まで委託費に算入させている。 | 県と市で負担すべき経費を明確にするために、本年度中に平戸市と協議を行い、次年度の委託からは、契約書または仕様書において委託費の対象経費を明示いたします。 |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況 (H30.11.30報告分) | |
|-----|--------|----------------------|--|---|
| 31 | 水産部 | 県北振興局 田平土木維持管理事務所 | 星鹿漁港産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託において、予定額及び予定価格の積算を誤っている。 | 参考見積りを徴した際は、産廃税相当額等の内税・外税など見積書の内容を十分に精査したうえで予定額及び予定価格を算定し、起案、決裁を確実にし、今後とも適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 32 | 農林部 | 農業経営課 | 収入未済について、有効な時効中断措置を講じなかったため、時効期間が経過しているものがある。 時効管理を含む債権管理を適切に行い、法的措置を含む効果的な対策を講じ、収入の確保に努めること。(農業改良資金特別会計) | 農業改良資金貸付金の償還にかかる未収金において、時効期間の満了の前に、有効な時効中断措置が講じられていなかったことについて、指摘を受けたものであります。 未収金の時効管理を含む債権管理につきましては、これまで連帯保証人や相続人を含む債務者への文書・電話による督促などを継続して実施してきたものの、時効中断に有効となる一部弁済や債務の承認等を得ることができず、時効期間を経過したものであります。 なお、時効期間を経過した2件の債権のうち、1件は平成30年9月20日付けで債務者からの時効援用の申し出により時効完成となったため不納欠損処分を行う予定です。 また、時効援用がなされていない残り1件については、引き続き弁済や債務の承認を求め対応してまいります。 今後は、時効管理を含む債権管理を適切に行うために課内及び部内の管理体制を整え、法的措置を含む効果的な対策を講じることにより、未収金の解消に努めてまいります。 |
| 33 | 農林部 | 農業経営課 | 物品の管理において、所在不明の物品が1点あり、過去における点検・照合が適切に行われていない。 | 平成13年度に取得した物品について、物品登録簿に登録されていたものの、当該物品が所在不明となっており、適切な物品管理が行われていないとの指摘を受けたものであります。 今回の指摘を受けて、庁内で管理しているすべての登録物品を記載した配置図を作成し、物品の所在を明確にしました。 今後、同様の事案が生じないように、点検時には複数人で物品確認を行うこととし、関係規則等を遵守して、適正な事務の執行に努めてまいります。 |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況 (H30.11.30報告分) |
|-----|------------------------------|---|---|
| 34 | 農林部 林政課 | 物品の管理において、指定管理者に貸与した物品の貸付品管理簿が作成されていない。 | <p>長崎県民の森の指定管理において、指定管理者へ貸与している物品の貸付品管理簿を作成していなかったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>指定管理者へ貸与する物品につきましては、長崎県民の森の管理に関する基本協定書において定めておりましたが、物品取扱規則第25条第10項に基づく貸付品管理簿への登記がなされていませんでした。</p> <p>指摘を受けたあと、直ちに、貸与物品について貸付品管理簿を作成しております。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう関係規則等を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p> |
| 35 | 農林部 林政課 | 長崎県森林ボランティア支援センター運営業務委託において、委託先に貸出した物品の貸付品管理簿が作成されていない。 | <p>森林ボランティア団体の活動や登録等の相談窓口としての役割を担う業務として、長崎県ボランティア支援センター運営業務委託を行っており、その中で、業務に必要な物品を貸し出しておりますが、当該物品について貸付品管理簿を作成していなかったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>委託先へ貸与する物品につきましては、業務委託契約書の中で定めておりましたが、物品取扱規則第25条第10項に基づく貸付品管理簿への登記がなされていませんでした。</p> <p>指摘を受けたあと、直ちに、貸与物品について貸付品管理簿を作成しております。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう関係規則等を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p> |
| 36 | 農林部 県北振興局 農林部 農業企画課 | 一般廃棄物収集運搬業務委託において、契約手続を怠り、その後も不適切な事務処理を行っている。 | <p>一般廃棄物収集運搬業務委託において、委託契約書の作成を行っていないため業者からの請求に対して支出ができず、私費で振込みを行った不適切な会計事務について、指摘を受けたものであります。</p> <p>契約や支出等の会計事務につきましては、所属のネットワーク上の共用フォルダーに執行状況確認表を作成し、課長等が随時確認を行えるようにするとともに、班長は別の確認表で二重チェックを行うよう改善いたしました。</p> <p>また、請求書等処理しないまま放置をすることがないように、未処理の請求書等を一時的に保管する共通の保管場所を設置して、職員同士が相互に確認できるよう対策を講じております。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう職員相互によるチェックや、関係規則等の遵守を職員に徹底して、適正な事務の執行に努めてまいります。</p> |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況 (H30.11.30報告分) |
|-----|------------|--|---|
| 37 | 土木部 港湾課 | 収入未済については、収入の確保に努めること。 (燃料油防除作業費用損害賠償金) | <p>平成28年度に発生した米海軍艦船からの油流出事故に伴う燃料油防除作業費用損害賠償金の収入未済については、在日米軍本部の担当者が急死したため事務引継ぎがうまくいかず収入未済となったものです。</p> <p>九州防衛局管理部業務課に確認したところ、本年度に入って、あらためて早期解決を本省へ強く働きかけ、本省担当からは年内支払いに向けて米側と交渉中とのことでした。</p> <p>引き続き九州防衛局を経由し、在日米軍本局に迅速な事務処理を行うよう要請してまいります。</p> |
| 38 | 土木部 住宅課 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県営住宅使用料等) | <p>住宅使用料については、徴収率が平成28年度の98.25%にまで上昇し、未収金の額も8年連続して縮減するなど、平成21年度から行っている下記の取組に一定の効果があると認識しておりましたが、家賃徴収嘱託員の定数減員(平成29年度及び平成30年度の段階的施行)を受けた影響をできるだけ小さなものとするため、平成30年度までは家賃徴収嘱託員の配置状況や担当団地の見直しを行い、きめ細やかな徴収に取り組むとともに見直し後の徴収結果を踏まえ、より効率的な徴収体制を構築し改善に努めます。</p> <p>そのうえで、一定の効果を挙げることが証明されている以下の方針を継続してまいります。</p> <p>短期滞納者対策として、特に3か月未満の滞納者への対策を強化し、現年度徴収率のアップを図る。</p> <p>3か月以上の滞納者に対して、滞納額が多額にならないうちに、契約解除通知、住宅の明渡し請求を行う。</p> <p>長期滞納者対策として、和解内容に違反している者に対しては、早期の警告、建物明渡しの強制執行申し立てを強力に推進する。</p> <p>退去滞納者対策として、誠意のない者及びその連帯保証人に対して支払督促の申立を提起し、場合によっては財産・給料等の差押えを行う。</p> |
| 39 | 土木部 監理課 | 電柱等の設置場所に係る県有財産貸付契約において、貸付料の調定が行われていない。 | <p>予備監査による指摘後、ただちに2カ年度分の調定を行い、貸付料について収納いたしました。</p> <p>また、今後の再発防止のため、事務引継書に当該貸付業務内容を記載し、事務取扱者を明確化いたしました。</p> <p>今後は、適切な事務処理に努めてまいります。</p> |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|-----|------------------------------|--|---|
| 40 | 土木部 砂防課 | 長崎県河川砂防情報システム改修業務委託契約書第16条の再委託において、受注者が書面により再委託申請しているにもかかわらず、発注者は書面により承諾をしていない。 | 受注者より、再委託者名が記載された業務計画書が提出され、回覧のうえ回答したことにより再委託を承諾したものと誤って認識し、承諾する旨を示す決裁が漏れていたものです。 今後は、遺漏がないよう適切な事務処理に努めてまいります。 |
| 41 | 土木部 用地課 | 公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。 | 公共用地の未利用地につきましては、平成28年度末で22件を保有し、平成29年度中に関係主務課から10件の引き継ぎを受けております。このうち、平成29年度中に12件を処分したため、平成29年度末の未利用地は20件、面積は1万5,281㎡となっております。 今後とも、一般競争入札による処分に努め、市町等へ譲渡等の利活用協議による有効活用を図るとともに、地積過小、不整形地等による処分が困難と判断される土地については、小規模緑地帯の活用等について関係課に働きかけてまいります。 |
| 42 | 土木部 長崎港湾漁港事務所 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (一般会計...岸壁使用料・ブレイジャーボート係船料等) (港湾施設整備特別会計...ターミナル使用料等) | 債務者に対しては、電話、文書、面談等による催告を頻繁に行い、その解消に努めます。 また、平成27年度に所内に設置した「未収債権解消等の対策検討協議会」において、収入状況を定期的に確認し、対応策の検討協議及びその効果の検証を行うなど、収入未済額の早期解消に努めてまいります。 なお、平成30年度の「未収債権解消等の対策検討協議会」は、平成30年6月22日に開催し、過年度未収金の収納状況や催告の実施状況の報告を行い、今後の取り組みの確認を行いました。 |
| 43 | 土木部 県北振興局 建設部 建設管理課 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (港湾区域内水域占用料・西海橋公園使用料) | 港湾区域内水域占用料 相続人(妻)が高齢で病氣療養中であり、平成30年度の納入実績はありませんが、他の相続人(子)と支払いに関して相談するよう指導しており、引き続き収入未済の早期解消に努めてまいります。 西海橋公園使用料 面談、電話催告により納付指導を行い、平成30年度の納入実績は、計4回24万円となっております。引き続き収入未済の早期解消に努めてまいります。 |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|-----|---|---|---|
| 44 | 土木部 長崎港湾漁港事務所 | <p>自動販売機設置場所に係る県有財産貸付契約において、入札当日に現金で徴収した落札者の入札保証金に係る金融機関への払込について現金出納簿に登記されていない。</p> <p>また、入札保証金から契約保証金への充当が遅延している。</p> | <p>徴収した入札保証金は、当日、金融機関へ払い込みましたが、現金出納簿への登記を失念しておりました。</p> <p>また、契約保証金について、入札保証金を充当後に不足する額の徴収については速やかに実施しておりましたが、入札保証金から契約保証金への充当にかかる保管金更正決議手続を失念し、処理が遅延しておりました。</p> <p>今後は、事務処理に漏れがないよう、管財課作成の保証金マニュアルによるチェックをより厳格に行うよう努めます。</p> |
| 45 | 土木部 長崎港湾漁港事務所 | <p>長崎港常盤地区地下給水ポンプ取替工事において、見積合わせの日付を遡り、見積決定している。</p> <p>また、工事について事前着工となっている。</p> | <p>この地下給水ポンプの水は、「水辺の公園レストラン」や「水辺の森公園」の公衆トイレ及び緑地管理用で利用しております。</p> <p>このポンプが故障し、レストランや公園内の全てのトイレ等も利用できなくなったため、緊急にポンプを補修する必要がありました。</p> <p>このため、現場の状況を熟知している一者と随意契約により緊急にポンプの補修工事を実施しましたが、事務手続きが後回しとなり、後日見積りの日付を遡って対応したものであります。</p> <p>今後は、このような緊急時の対応においても事務手続きを並行して行い、再発防止に努めます。</p> |
| 46 | 土木部 島原振興局 建設部 道路第1課 | <p>融雪剤として使用する塩化カルシウム購入等契約において、納品時に現品確認をしておらず、検収調書の作成がないなど履行確認が適正ではない。また、その後の使用量管理及び在庫管理が適正ではない。さらに、在庫必要数量の積算根拠が不明確である。</p> | <p>納品時には、現品確認を確実に行うとともに、写真などにより在庫管理を行うよう改めました。在庫必要数量については、過去の実績を基に根拠を明確にして積算してまいります。</p> |
| 47 | 土木部 県北振興局 建設部 道路維持第一課 道路維持第二課 | <p>融雪剤として使用する塩化カルシウム購入等契約において、納品時に現品確認をしておらず履行確認が適正ではない。</p> <p>また、その後の使用量管理及び在庫管理が適正ではない。</p> <p>さらに、在庫必要数量の積算根拠が不明確である。</p> | <p>塩化カルシウムの購入においては、納品時に職員立会を行い、納入品や数量の確認を行います。在庫量の把握は9月までに行い、業者持ち出し時の数量確認も行います。また、業者保管分の使用数、在庫数を管理し、県保管分と併せて管理簿を使用し、在庫の管理を徹底してまいります。</p> <p>必要数量の積算根拠についても、今後、管理簿を整理し、過年度実績をもとに必要数を予測した購入数量を決定してまいります。</p> |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|-----|--------|--|--|
| 48 | 土木部 | <p>融雪剤として使用する塩化カルシウム購入等契約において、購入した塩化カルシウム等の使用量管理及び在庫管理が適正ではない。</p> <p>また、在庫必要数量の積算根拠が不明確である。</p> | <p>使用量、在庫管理表を作成し、職員による写真確認や保管倉庫での確認等により適切に管理を行ってまいります。</p> <p>また、在庫必要数量は過去の年間使用量をベースとして在庫管理を行ってまいります。</p> |
| 49 | 土木部 | <p>長崎港元船B棟・C棟上屋消防用設備等点検業務委託において、消火器等が不良との点検結果報告があったにもかかわらず、対応がなされていない。</p> | <p>点検結果で不良と報告があった消火器は、全部で約70本あり、平成29年度予算ではすべての更新までには至りませんでした。</p> <p>未更新となっていた消火器については、平成30年度予算によりすべて更新が完了しております。</p> <p>今後は、消火器の適切な管理に努めます。</p> |
| 50 | 土木部 | <p>管内ダム管理補助業務委託において、毎月の業務報告の中で直ちに対応すべきものとして無停電電源装置の異常の報告がありながら、対応がされていない。</p> | <p>ダムには様々な機器がありますが、無停電電源装置は停電などによって電力が絶たれた場合にも電力を供給するための装置で、ダム管理上重要な機器であることから、今年度中に機器を更新したいと考えております。</p> |
| 51 | 土木部 | <p>一般国道251号交通安全施設等整備工事(歩道工)において、設計時の調査が不十分であったことにより、大幅な設計変更及び工期延長となる変更契約を行っている。</p> | <p>大幅な設計変更が生じないように、今後は事前に地質調査を行い、その結果を設計に反映させていくこととします。</p> |
| 52 | 土木部 | <p>無人航空機(ドローン)の使用に当たり、「無人航空機運用方針(試行)」に基づいた対応が行われていない。</p> | <p>土木部が定めた「無人航空機運用方針(試行)」で規定する様式の作成や付属品のチェックに関する項目を掲載した管理簿を作成し、使用に際して手続き漏れ等がないよう確認できるようにしました。</p> <p>今後は、この管理簿を活用し「無人航空機運用方針(試行)」に基づく対応に漏れがないよう努めてまいります。</p> |
| 53 | 土木部 | <p>無人航空機(ドローン)の使用に当たり、「無人航空機運用方針(試行)」に基づいた対応が行われていない。</p> | <p>平成29年度からドローンの運用を開始しましたが、運用後間もないため、運用方針が職員に浸透していなかったことが原因であると思われます。</p> <p>運用方針について改めて周知を行い、指摘を受けた後は運用方針に沿った手続きを経て運用しております。</p> <p>今後とも適正な運用に努めてまいります。</p> |

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|-----------|-----------------------|---|---|
| 54 土木部 | 県北振興局 建設部 建設管理課 | 港湾施設用地や港湾区域内水域の占用において、不法占用状態が続いており解消されていない。 | <p>川棚港における産業廃棄物については、原因者において少量ずつではありますが撤去中であり、その量は減少してきております。今後とも完全撤去に向けて関係部局と連携しながら、粘り強く指導してまいります。</p> <p>港湾区域内水域の不法占用につきましては、相続人の妻に撤去指導を行っておりますが、高齢で病氣療養中であり、早急な解決は難しい状態です。</p> <p>現在、占用料の分納と併せて占用物件の撤去についても他の相続人と相談の上、早期に検討するよう指導しております。</p> |

平成30年度定期監査(前期)「意見」に係る措置状況

| 番号 | 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|----|-----|--------|---|---|
| 1 | 土木部 | 道路維持課 | <p>融雪剤の購入及び管理について</p> <p>塩化カルシウム等の融雪剤は、道路に積雪、凍結等がある場合に散布するもので、県がこれを購入し、路線ごとにその散布を業者に発注している。</p> <p>この融雪剤の購入・管理状況について確認したところ、島原振興局、県北振興局、田平土木維持管理事務所及び大瀬戸土木維持管理事務所において、職員が納品時に現品確認をしておらず履行確認が適正ではない事例、また、融雪剤の使用数量を記録していないため在庫数量が不明であるなどの管理が適正ではない事例、さらに、調達数量の積算根拠が不明確である事例が認められた。これらの事例は、基本的な履行確認方法や数量の管理の必要性及び適切な数量管理に基づく調達数量の算定に対する理解が十分でないことなどによると認められた。</p> <p>については、融雪剤の購入及び管理を適正に行うために、履行確認、数量管理及び調達数量の積算方法についての事務処理要領等を示すべきである。</p> | <p>購入時の確認、使用量の空袋確認を複数の職員で確実に実施し、在庫管理簿により、適切に管理いたします。また、在庫必要数量の算定根拠を明確にするよう、要領等を作成することとしております。</p> |

平成30年度定期監査(前期)「意見」に係る措置状況

| 番号 | 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況(H30.11.30報告分) |
|----|-----|--------|--|--|
| 2 | 土木部 | 建設企画課 | <p>無人航空機(通称:ドローン)の適正活用について</p> <p>土木部においては、災害状況の早期把握のほか、インフラの点検や事業用地の調査など、無人航空機を様々な用途に活用していくため、平成29年3月末に「無人航空機運用方針(試行)」を策定し、飛行に際しての安全性等の検討・確認の手順を定めている。無人航空機の導入については、同年5月以降、各振興局建設部へ順次配置し、試行を行っているところである。</p> <p>全国的に無人航空機の落下事故等が発生している中、安全性等の検討・確認の状況を監査したところ、飛行前に必要としている「リスク判定表」や「チェックシート」等に記載がされていないなど必要書類に不備があり、安全性等の検討・確認が不十分な事例が見られた。</p> <p>については、無人航空機の適正で安全な活用のため、改めて「同運用方針(試行)」の遵守を徹底させるべきである。</p> | <p>今年度は、各地方機関でドローンの飛行方法等の研修を行っており、その研修の中で、無人航空機運用方針(試行)の遵守を徹底するように、再度周知を行っております。</p> <p>10月中に全ての地方機関に対する研修を終了し、平成30年10月31日付けで、運用方針の遵守について改めて文書による周知を行いました。</p> |

30教総第118号
平成30年11月7日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 渡辺 敏勝 様
長崎県監査委員 中島 浩介 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二 印

平成30年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置について（通知）

H30-21000-00488の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成30年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

| 部局名 | 監査対象機関 | 内 容 | 措置状況 (H30.11.30報告分) |
|----------|---------|---|---|
| 1 教育庁 | 教育環境整備課 | <p>高等学校公舎土地に係る復元測量及び登記業務委託の変更契約において、変更予定額の積算を誤ったため、正しい予定額を超えた金額で契約している。</p> | <p>職員の認識不足と複数職員のチェック不足によるものであり、今後は、複数職員でのチェックを一層徹底するとともに知識の共有を図り、財務規則や入札契約事務マニュアル等に則り、適切な事務処理に努めてまいります。</p> |
| 2 教育庁 | 総務課 | <p>物品購入において、1件の予定価格が3万円を超える場合は2者以上の者から見積書を徴取することになっているが、徴取していない。</p> | <p>職員の規則等の確認及び複数職員による組織としてのチェックを徹底し、財務規則に則った適切な事務処理に努めてまいります。</p> |